

1. 自由権の1つである、正当な理由なしに身体が他者から拘束されないことを何というか。

〔 身体の自由 〕

2. 1のうち、日本国憲法第三十八条に定められる、取り調べや裁判において、自分に不利になることを話さなくてもいいという権利は何か。

〔 黙秘権 〕

3. 1のうち、法律に定める手続きによらなければ、生命や自由を奪われたり、刑罰を課せられたりしないことを保証するという何を何というか。

〔 決定手続きの保証 〕

4. 自由権の1つである、個人が自由にものを考え、思想や信仰をもち、自分の意見を述べるができることを何というか。

〔 精神の自由 〕

5. 4のうち、個人がどのような考えを持つのも、自分の良心に従ってどのような判断をするのも自由であるとするものを何というか。

〔 思想および良心の自由 〕

6. 4のうち、個人がどのような宗教を信じるのも信じないのも自由とすることを何というか。

〔 信教の自由 〕

7. 4のうち、人々が目的を持ってあるまったり団体を作ったり、言論や出版によって自分の考えを外部に発表するのを自由とすることを何というか。

〔 集会・結社・表現の自由 〕

8. 自由権の1つである、個人が住む場所を決めたり職業を選んだり自分の財産を利用したりできることを何というか。

〔 経済活動の自由 〕

9. 8のうち、公共の福祉に反しない限り、個人が好きな家や職業を選べる自由を何というか。

〔 住居・転移および職業選択の自由 〕

10. 8のうち、自分の財産を自由に利用でき、国や他者から侵害されないという保証を何というか。

〔 財産権の自由 〕